

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和4年1月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100395号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100078号

第1 結論

請求者のA社における平成30年8月8日の標準賞与額を70万円に訂正することが必要である。

平成30年8月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年8月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成30年12月11日及び令和元年7月12日の標準賞与額を70万円に訂正することが必要である。

平成30年12月11日及び令和元年7月12日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年8月8日
② 平成30年12月11日
③ 令和元年7月12日

私は、A社から請求期間①から③までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、ねんきん定期便で記録を確認したところ、賞与の記録がない。賞与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、本件訂正請求日(令和2年11月12日)において厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅している期間については、厚生年金特例法を、そのほかの期間については、厚生年金保険法を適用することを踏まえ、請求期間①については厚生年金特例法を、請求期間②及び③については厚生年金保険法を

適用し、記録の訂正が認められるか否かを判断することとなる。

請求期間①について、請求者から提出された 2018 年夏季賞与明細書、2018 年冬季賞与明細書、給与明細書及び平成 30 年分給与所得の源泉徴収票並びに事業主の回答、金融機関から提出された預金取引明細表及び課税庁から提出された令和元年度（平成 30 年分）給与支払報告書の内容に係る回答により、請求者は、当該期間に A 社から 70 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成 30 年 8 月 8 日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 30 年 8 月 8 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②及び③について、当該期間は、本件訂正請求日において厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、請求期間②は、請求者から提出された 2018 年冬季賞与明細書、事業主の回答及び金融機関から提出された預金取引明細表により、請求期間③は、請求者から提出された 2019 年夏季賞与明細書、令和元年 12 月 20 日の賞与明細書、給与明細書、金融機関の預金通帳及び令和 1 年分給与所得の源泉徴収票並びに事業主の回答及び課税庁から提出された令和 2 年度（令和元年分）給与支払報告書の内容に係る回答により、請求者は、いずれの請求期間も A 社から 70 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できることから、請求者の請求期間②及び③の標準賞与額を 70 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100396号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100079号

第1 結論

請求者のA社における平成30年8月8日の標準賞与額を70万円に訂正することが必要である。

平成30年8月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年8月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成30年12月11日及び令和元年7月12日の標準賞与額を70万円に訂正することが必要である。

平成30年12月11日及び令和元年7月12日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和48年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年8月8日

② 平成30年12月11日

③ 令和元年7月12日

私は、A社から請求期間①から③までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、ねんきん定期便で記録を確認したところ、賞与の記録がない。賞与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、本件訂正請求日(令和2年11月12日)において厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅している期間については、厚生年金特例法を、そのほかの期間については、厚生年金保険法を適用することを踏まえ、請求期間①については厚生年金特例法を、請求期間②及び③については厚生年金保険法を

適用し、記録の訂正が認められるか否かを判断することとなる。

請求期間①について、請求者から提出された 2018 年夏季賞与明細書、2018 年冬季賞与明細書、給与明細書、金融機関の預金通帳及び平成 30 年分給与所得の源泉徴収票並びに事業主の回答及び課税庁から提出された令和元年度（平成 30 年分）給与支払報告書の内容に係る回答により、請求者は、当該期間に A 社から 70 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成 30 年 8 月 8 日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 30 年 8 月 8 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②及び③について、当該期間は、本件訂正請求日において厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、請求期間②は、請求者から提出された 2018 年冬季賞与明細書及び金融機関の預金通帳並びに事業主の回答により、請求期間③は、請求者から提出された 2019 年夏季賞与明細書、令和元年 12 月 20 日の賞与明細書、給与明細書、金融機関の預金通帳及び令和 1 年分給与所得の源泉徴収票並びに事業主の回答及び課税庁から提出された令和 2 年度（令和元年分）給与支払報告書の内容に係る回答により、請求者は、いずれの請求期間も A 社から 70 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できることから、請求者の請求期間②及び③の標準賞与額を 70 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100405号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100080号

第1 結論

1 請求者のA社における平成29年5月1日から令和元年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成29年5月から同年10月までは16万円から36万円、平成29年11月から平成30年1月までは16万円から34万円、平成30年2月は16万円から36万円、平成30年3月は16万円から34万円、平成30年4月から同年6月までは16万円から32万円、平成30年7月から平成31年1月までは16万円から30万円、平成31年2月から令和元年6月までは16万円から28万円とする。

平成29年5月から令和元年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年5月から令和元年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成29年5月1日から平成30年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成29年5月から同年10月までは36万円から38万円、平成29年11月から平成30年1月までは34万円から38万円、平成30年2月は36万円から38万円、平成30年3月は34万円から38万円、平成30年4月から同年6月までは32万円から38万円、平成30年7月及び同年8月は30万円から38万円とする。

平成29年5月から平成30年8月までの訂正後の標準報酬月額(上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成29年4月17日から同年5月1日まで
② 平成29年5月1日から令和元年7月1日まで

請求期間①について、A社には平成29年4月17日から正社員として勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。勤務していたことは間違いなので、請求期間①を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

請求期間②について、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬月額と異なり、低い額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、オンライン記録によると、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額は16万円と記録されているところ、請求者から提出された給料支払明細書及び給与明細書、預金通帳、源泉徴収票、課税庁から提出された給与支払報告書（以下、併せて「給料支払明細書等」という。）により、請求者の資格取得時の報酬月額及び標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額（平成29年5月から令和元年6月までは38万円）並びに事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（平成29年5月から同年10月までは36万円、平成29年11月から平成30年1月までは34万円、平成30年2月は36万円、平成30年3月は34万円、平成30年4月から同年6月までは32万円、平成30年7月から平成31年1月までは30万円、平成31年2月から令和元年6月までは28万円）は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給料支払明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成29年5月から同年10月までは36万円、平成29年11月から平成30年1月までは34万円、平成30年2月は36万円、平成30年3月は34万円、平成30年4月から同年6月までは32万円、平成30年7月から平成31年1月までは30万円、平成31年2月から令和元年6月までは28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成29年5月1日から令和元年7月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付に関する回答が得られないが、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成29年5月1日から令和元年7月1日まで

の期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、平成29年5月1日から平成30年9月1日までの期間について、給料支払明細書等により確認できる請求者の資格取得時の報酬月額及び標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額（38万円）は、オンライン記録の標準報酬月額及び上述の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることから、請求者の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

ただし、平成29年5月から平成30年8月までの訂正後の標準報酬月額（上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①について、日本年金機構から提出された請求期間①に係る給料支払明細書により、請求者は、入社日は特定できないものの、請求期間①当時、A社に勤務し、同社から給与が支払われていたことが認められる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、請求者の資格取得日は平成29年5月1日と記載されており、日本年金機構が保管するA社に係る従業員名簿においても、請求者の雇入日は平成29年5月1日と記載されていることが確認できる。

また、A社は、令和3年8月14日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主からは請求期間①当時に関する回答が得られないものの、日本年金機構が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届において、事業主は、請求者の資格取得年月日を平成29年5月1日と届け出ていることが確認できる。

さらに、上述の給料支払明細書においても、請求期間①に係る請求者の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。